

## 感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項（概略）

平成 23 年 10 月に郵便局内で、地方衛生研究所がゆうパックで発送した検体容器が、不適切な梱包（密閉容器内にドライアイスを封入）により破裂し、内容物が漏出した事案が発生したことを踏まえ、郵便事業株式会社と厚生労働省が協議を行い、ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項が定められました。この遵守事項においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき実施される感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、感染症流行予測調査、新型インフルエンザウイルス系統調査・保存事業等（以下「感染症発生動向調査事業等」という。）における病原体又は病原体検査のための検体を、ゆうパックにより送付を行う全ての関係機関（医療機関を含む。）は、包装責任者を選定し、所在地の県又は高松市の担当部局へ連絡していただく必要があります。

なお、包装責任者がいない場合、ゆうパックにより検体を送付する必要のある事例が発生した際には、保健所へ御相談くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 包装責任者の選定等

- (1) ゆうパックによる検体の送付を行う全ての関係機関は、あらかじめ、その包装が本遵守事項に適合することを確認し、証明する責任者（以下「包装責任者」という。）を選定してください。
- (2) 包装責任者は、遵守事項をはじめ、検体送付の安全性確保のために必要となる知識及びこれを実践するために必要となる技能を修得し、検体の包装の作業を行う者を適切に指導する能力を有する者としてください。
- (3) 包装責任者は、国又は都道府県等により主催される(2)の知識及び技能を修得するための研修を受け主催者の証明を得た者としてください。
- (4) 香川県においては、平成 24 年 7 月 5 日に研修会を開催し、受講者には受講済証を送付しました。次回の開催については、未定です。

#### 2 包装責任者を選定した場合の連絡方法について

- (1) 包装責任者を選定した機関の長は、施設の所在地が香川県内の場合、別紙様式を提出してください。提出先は、次のとおりです。

施設の所在地	提出先（お問合せ先）
高松市外 （県内に限る。）	香川県健康福祉部薬務感染症対策課（感染症グループ） 〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 1 0 号 電話番号 087-832-3303
高松市内	高松市保健所保健対策課感染症対策室 〒760-0074 高松市桜町一丁目 1 0 番 2 7 号 電話番号 087-839-2870

- (2) 包装責任者の変更等、この書類の記載内容に変更があった場合は、その都度、提出してください。
- (3) 包装責任者の資格を証する書類（研修会受講済証の写し等）を添付してください。

#### 3 その他

##### (1) 関係通知等

- ① 感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について  
（平成 23 年 11 月 7 日付け健感発 1107 第 8 号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- ② 感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について  
（平成 24 年 3 月 15 日付け健感発 0315 第 1 号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- ③ 感染症発生動向調査事業等においてゆうパックで検体を送付する際の留意事項に関する Q & A  
（平成 24 年 5 月 14 日）

- (2) 上記(1)の関係通知については、香川県感染症情報のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansenjyouhou.htm>